

田川市マスコットキャラクターたがたん使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別記「田川市マスコットキャラクターたがたん」(以下「たがたん」という。)の使用に関し必要な事項を定める。

(たがたんに関する権利)

第2条 たがたんに関する一切の権利は、田川市(以下「市」という。)に属する。

(使用の申請)

第3条 たがたんを使用しようとする者は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (2) 市が販売を目的とする物品以外に使用するとき。
- (3) 市長が使用を適当と認めるとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) たがたんの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が市のPRに寄与すると認めるときは、使用を承認することができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、たがたんの使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用を承認したときは使用承認通知書(様式第2号)により、承認しなかったときは使用不承認通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(使用承認の制限)

第5条 たがたんの使用が次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合は、市長は、承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 本市の信用又は品位を害すると認められるとき。

- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用し、又はこれらの者が、使用された商品等を販売するとき。
- (6) 申請者が、個人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、法人である場合にはその役員等が暴力団員であるとき。
- (7) たがたんの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) たがたんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (9) 立体物で、その表現がたがたんの立体物と認められないとき。
- (10) たがたんの著しい変形その他たがたんの使用が適当でないとき。
- (11) その他市長が適当でないとき。

（使用料）

第6条 たがたんの使用料は無料とする。

（使用期間）

第7条 たがたんの使用期間は、10年以内とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容に限り使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。
- (3) 第4条の規定による使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) たがたんを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際しては、「たがたん」又は「TAGATAN」のどちらかを明記すること。
- (5) たがたんの色彩は、別記に指定する色彩を用いること。ただし、同一の商品等で複数のたがたんを使用する場合には色彩の変更を認めるものとし、その際には変更しないたがたんを最も目立つように配置し、そのたがたんに前号に規定する明記を行うこと。

2 前項第2号の提出が困難な場合、使用者は、その状況がわかる写真等を提出することにより、これに代えることができる。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(承認内容の変更等)

第10条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ使用内容変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する使用内容変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときは使用変更承認通知書(様式第5号)により、適当でないと認めるときは使用変更不承認通知書(様式第6号)により、それぞれ通知する。

(承認の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用承認(前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第4条の使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 使用申請書又は使用内容変更申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) その他たがたんの使用継続が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用承認取消通知書(様式第7号)により速やかに使用者に通知する。

3 使用者は、前項の通知により使用承認が取り消されたことを知った日から、たがたんを使用することができないものとする。

4 市長は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用状況の報告等)

第12条 市長は、使用者にたがたんの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(使用の非独占性等)

第13条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品及び使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損害等の責任)

第15条 市は、たがたんの使用を承認したことに起因する使用者の損害等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、たがたんを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第16条 この要綱に関する事務は、総務部総合政策課が行う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、たがたんの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月2日から適用する。

附 則














この要綱は、平成26年7月3日から適用する。

別 記

田川市マスコットキャラクター たがたん

① カラー



 ヘルメット C 0 M 10 Y 95 K 0 R255 G225 B 0	 体 C 40 M 65 Y 90 K 35 R125 G 80 B 35
 ツツジ（花卉） C 0 M100 Y 0 K 0 R230 G 0 B125	 右手、両足、二本煙突 C 35 M 60 Y 80 K 25 R125 G 80 B 35
 ツツジ（花柱） C 0 M 35 Y 10 K 0 R245 G190 B200	 お腹、口周り C 5 M 20 Y 60 K 0 R250 G210 B120
 ツツジ（葉） C 75 M 0 Y100 K 0 R 35 G170 B 55	 口の中 C 0 M100 Y100 K 0 R230 G 0 B 20
 つるはし裏面、影 C 0 M 0 Y 0 K 40 R180 G180 B180	 市章（グラデーション部分） C 0 M 10 Y 95 K 0 R255 G225 B 0 ～ C 5 M 65 Y 95 K 0 R240 G120 B 0
 つるはし持ち手 C 25 M 40 Y 65 K 0 R200 G160 B100	 煙、ひげ等 C 0 M 0 Y 0 K 0 R255 G255 B255
 つるはし、目、市章、輪郭等 C 0 M 0 Y 0 K100 R 0 G 0 B 0	

② グレースケール



- 体、手足、エントツ、口の中、ツツジ（花卉）
K 70
- ツツジ（葉）、つるはし裏面、つるはし持ち手、影
K 50
- ヘルメット、ツツジ（花柱）、お腹、口周り
K 20
- 市章（グラデーション部分）
K 50 ~ K 20
- つるはし、目、市章、輪郭等
K100
- 煙、ひげ等
K 0

③ ラインのみ

